

令和6年度採用 銚子市職員（建築）採用試験案内

申 込 期 間	随時募集とし、申込受付後、面接試験を随時実施します。
募 集 職 種	技術職（建築）上級（民間企業等職務経験者）
問 合 せ 先	銚子市役所 総務課人事室 人事研修班 〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 電話番号 0479-24-8928（直通） メールアドレス shokuin@city.choshi.lg.jp

1 試験職種、採用予定人数、職務内容

試験職種	採用予定人数	職務内容
技術職（建築）上級 《民間企業等職務経験者対象》	若干名	建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務等に従事します。

2 受験資格

職種	受験資格
技術職（建築）上級 《民間企業等職務経験者対象》	平成元年4月2日以降に生まれた人で、次の①②全ての要件を満たす人 ※学歴を問わない。 ①民間企業等で建築関係の職務経験が応募時に3年以上ある人 ②一級建築士又は二級建築士の国家免許を有する人

■民間企業等における職務経験について

- ・「民間企業等における職務経験が3年以上」とは、1つの事業所で会社員、自営業者、公務員等として連続して1年以上就業していたものを通算して必要年数以上経験したことをいいます。
- ・職務経験が複数ある場合、「職務経験が3年以上」の算定は、週あたり30時間以上の勤務を連続して1年以上継続したものを通算することができます。ただし、在学中のアルバイト等は該当しません。
※民間企業等については、銚子市内・市外を問いません。また、応募者の住所に関しても制限はありません。
- ※同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職務経験に限ります。
- ※休業等（休職、育児休業等）のために業務に従事しなかった期間は、職務経験には通算できません。
- ※最終合格発表後、職務経験期間の確認のため勤務経験証明書を提出していただきます。勤務経験証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、週当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要となります。（必要年数分の職務経験を証明できなかった場合、受験資格を満たしていないものと判断し合格及び採用を取り消します。）

■次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①日本の国籍を有しない方
- ②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ④銚子市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ⑤平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心身耗弱を原因とするもの以外）

3 申込手続

(1)申込書類の入手方法

銚子市役所総務課人事室（庁舎2F）、豊里出張所又は豊岡出張所へ申し出てください。

なお、郵送により希望する場合には封書の表に「**職員採用試験（建築随時募集）申込請求**」と朱書し、郵便番号、住所、氏名を記入し**140円切手を貼ったA4サイズの返信用封筒を同封**してください。

請求先 〒288-8601 銚子市若宮町1-1 銚子市役所総務課人事室 人事研修班

(2)提出書類

- ①応募申込書（様式第1号）
- ②職務経歴書（様式第2号）
- ③エントリーシート（様式第3号）
- ④資格証明書等の写し

(3)申込手続

提出書類に必要事項をすべて記入し、銚子市役所総務課人事室へ直接持参するか又は郵送してください。

直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

なお、郵送の場合は封筒の表に「**採用試験申込**」と朱書し、なるべく簡易書留にしてください。

(4)申込期間

随時

※採用者が決定した時点で募集終了とします。

4 試験日程等

《第1次試験》

試験日程	随時実施（申込受付後、受験資格審査を行った後、実施日時を通知します。）
試験場所	銚子市役所（予定）
試験内容	個別面接（予定）

《第2次試験》

試験日程	随時実施 （第1次試験合格者に実施日時を通知します。）
試験場所	銚子市役所（予定）
試験内容	個別面接
合否の発表	決定後、受験者に試験の結果を文書で通知します。

※合格者は採用候補者名簿に登載され、その中から採用を行います。なお、採用候補者名簿に登載されても1年を経過すると失効することがあります。

※合格発表後、受験資格がないこと又は申込書、職務経歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格及び採用を取り消します。

採用日は、採用決定後、採用決定者と調整のうえ決定します。

5 給 与

- (1)初任給は、銚子市の給与条例の定めるところによって支給されます。
- (2)上記のほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

6 勤務時間等

- (1)勤務時間・・・原則として一週につき 38 時間 45 分、1 日 7 時間 45 分
- (2)有給休暇・・・年次休暇、夏季休暇、その他病気・結婚・出産サポート休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、育児時間、子の看護休暇、孫の看護休暇、短期介護休暇、忌引等の場合

7 問い合わせ先

〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1 銚子市役所 総務課人事室 人事研修班
電話番号 0479-24-8928 (直通)

※ お問い合わせは、午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。